

# 第9回教育委員会

平成30年4月10日  
午後3時30分  
本庁舎屋上会議室

議案

議案第44号 大阪市社会教育委員の委嘱について

議案第 44 号

大阪市社会教育委員の委嘱について

1 委 嘱

平成 30 年 4 月 28 日付をもって大阪市社会教育委員を委嘱する

| 氏 名    | 役 職 名                           | 大阪市社会<br>教育委員条例<br>第 2 条による<br>区分 | 任 期   | 備 考  |
|--------|---------------------------------|-----------------------------------|---|------|
| 前田 都陽子 | 大阪成蹊大学教職教育推進本部<br>こども教育支援センター長  | 学識経験の<br>ある者                      | 平成 30 年 4 月 28 日<br>～<br>平成 32 年 4 月 27 日<br>【第 1 期目】 | 新規委嘱 |
| 岡本 栄司  | 大阪市青少年指導員連絡協議会<br>副会長           | 社会教育の<br>関係者                      | 平成 30 年 4 月 28 日<br>～<br>平成 32 年 4 月 27 日<br>【第 2 期目】 | 再委嘱  |
| 神部 純一  | 滋賀大学社会連携研究センター教<br>授            | 学識経験の<br>ある者                      |   | 再委嘱  |
| 木戸 茂   | 日本労働組合総連合会大阪府連合<br>会大阪市地域協議会副議長 | 学識経験の<br>ある者                      |   | 再委嘱  |
| 柳本 真知子 | はぐくみネットコーディネーター                 | 学識経験の<br>ある者                      |   | 再委嘱  |

2 説 明

平成 30 年 4 月 27 日付けの任期満了に伴い、森下規代子氏の後任として、新たに前田都陽子氏を委員として委嘱する。岡本栄司氏、神部純一氏、木戸茂氏、柳本真知子氏については、再委嘱する。

任期については、大阪市社会教育委員条例第 4 条により平成 30 年 4 月 28 日から平成 32 年 4 月 27 日までの 2 年間とする。

## 委員の略歴

### ○前田 都陽子(まえだ とよこ)氏

<現職>大阪成蹊大学教職教育推進本部こども教育支援センター長 (平成 26 年～現在)

<主な略歴>

平成 2 年 大阪市立滝川小学校 教諭  
平成 9 年 大阪市教育センター 指導主事  
平成 10 年 大阪市立千本小学校 教頭  
平成 15 年 大阪市立高松小学校 教頭  
平成 19 年 大阪市立豊新小学校 校長  
平成 21 年 大阪市立磯路小学校 校長  
平成 24 年 大阪市立三軒家西小学校 校長

### ○岡本 栄司(おかもと えいじ)氏

<現職>大阪市青少年指導員 (平成 15 年～現在)

東淀路小学校下青少年指導員代表 (平成 19 年～現在)

東淀川区青少年指導員連絡協議会会長 (平成 26 年～現在)

大阪市青少年指導員連絡協議会副会長 (平成 28 年～現在)

<主な略歴>

平成 22 年 東淀川区青少年指導員連絡協議会体育部長  
平成 24 年 東淀川区青少年指導員連絡協議会副会長  
平成 26 年 大阪市青少年指導員連絡協議会常任理事指導ルーム部長

### ○神部 純一 (かんべ じゅんいち)氏

<現職>滋賀大学社会連携研究センター教授 (平成 24 年～現在)

<主な略歴>

平成 5 年 広島大学教育学部 助手  
平成 7 年 滋賀大学生涯学習教育研究センター講師  
平成 10 年 滋賀大学生涯学習教育研究センター助教授  
平成 19 年 滋賀大学生涯学習教育研究センター准教授  
平成 23 年 滋賀大学生涯学習教育研究センター教授

## ○木戸 茂(きど しげる)氏

<現職>NTT 労働組合コミュニケーションズ本部関西分会分会長 (平成 22 年～現在)

日本労働組合総連合会大阪府連合会大阪市地域協議会副議長(平成 27 年～現在)

日本労働組合総連合会大阪府連合会大阪市地域協議会水都地区協議会議長

(平成 27 年～現在)

<主な略歴>

平成 11 年 NTT 労働組合コミュニケーションズ本部関西分会 事務局長

## ○柳本 真知子(やなぎもと まちこ)氏

<現職>大阪市生涯学習推進員 (平成 7 年～現在)

はぐくみネットコーディネーター (平成 15 年～現在)

大阪市生涯学習推進員此花区連絡会代表 (平成 20 年～現在)

<主な略歴>

平成 21 年 大阪市生涯学習推進員協議会副運営委員長

平成 24 年 大阪市生涯学習推進員協議会運営委員長

## 大阪市社会教育委員会議 委員名簿

※太字は委嘱、下線は任期満了

| 氏名     | 代表区分     | 役職名                         | 備考                      |
|--------|----------|-----------------------------|-------------------------|
| 前田 都陽子 | 学識経験のある者 | 大阪成蹊大学教職教育推進本部こども教育支援センター長  | 委嘱                      |
| 岡本 栄司  | 社会教育の関係者 | 大阪市青少年指導員連絡協議会副会長           | 再委嘱                     |
| 神部 純一  | 学識経験のある者 | 滋賀大学社会連携研究センター教授            | 再委嘱                     |
| 木戸 茂   | 学識経験のある者 | 日本労働組合総連合会大阪府連合会大阪市地域協議会副議長 | 再委嘱                     |
| 柳本 真知子 | 学識経験のある者 | はぐくみネットコーディネーター             | 再委嘱                     |
| 森下 規代子 | 学識経験のある者 | 大阪総合保育大学 非常勤講師              | 任期満了                    |
| 北野 幸子  | 学識経験のある者 | 神戸大学大学院人間発達環境学研究科人間発達専攻准教授□ | 任期H28.9.9～<br>H30.9.8   |
| 木原 俊行  | 学識経験のある者 | 大阪教育大学教育学部教授                | 任期H28.7.26～<br>H30.7.25 |
| 社納 隆博  | 社会教育の関係者 | 大阪市体育厚生協会副会長                | 任期H28.7.26～<br>H30.7.25 |
| 立田 慶裕  | 学識経験のある者 | 神戸学院大学人文学部教授                | 任期H28.7.26～<br>H30.7.25 |
| 二河 伊知郎 | 学識経験のある者 | 読売新聞大阪本社社会部長                | 任期H29.7.6～<br>H30.9.8   |
| 久 隆浩   | 学識経験のある者 | 近畿大学総合社会学部教授                | 任期H28.7.26～<br>H30.7.25 |
| 平井 美代子 | 社会教育の関係者 | 大阪市地域女性団体協議会副会長             | 任期H28.7.26～<br>H30.7.25 |
| 弘本 由香里 | 学識経験のある者 | 大阪ガス株式会社エネルギー・文化研究所特任研究員    | 任期H28.7.26～<br>H30.7.25 |
| 松山 信繁  | 社会教育の関係者 | 大阪市PTA協議会会長                 | 任期H29.7.6～<br>H30.7.25  |

## 大阪市社会教育委員条例

第1条 社会教育法第15条の規定に基づき、大阪市に社会教育委員(以下委員という。)を置く。

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者の中から教育委員会が委嘱する。

第3条 委員の定数は20人以内とする。

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、特別の事情があるときは、任期中でも解嘱することがある。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任することができる。

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

この条例施行後最初に委嘱する委員のうち、半数の委員の任期は1年としその委員はくじで定める。

附 則(平成26年3月4日条例第27号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

社会教育法（抄）

（昭和二十四年六月十日法律第二百七号）

#### 第四章 社会教育委員（第十五条—第十九条）

##### 第四章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（削除）

第十六条 削除

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べる  
こと。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べる  
ことができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に  
関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言  
と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事  
項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準  
については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第十九条 削除